

資料9 道州制に関する最近の答申、提言

機関	地方制度調査会	全国知事会 道州制特別委員会	九州地域戦略会議 道州制検討委員会	(社)日本経済団体連合会 道州制に関する検討会	自由民主党 道州制調査会	
報告書等	「道州制のあり方に関する答申」	「分権型社会における広域自治体のあり方」	「道州制に関する答申」	道州制の導入に向けた第1次提言	道州制に関する第2次中間報告	
公表時期	平成18年2月	平成18年6月	平成18年10月	平成19年3月	平成19年6月	
1 道州制導入の意義、目的	市町村合併の進展による都道府県の位置づけや役割に大きな影響が出る。広域自治体の存在理由や位置づけ、役割を改めて明確にすることが必要。 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大に対応する主体のあり方の検討が必要。 国からの権限移譲できるよう地方分権改革の担い手となる規模・能力や体制はどうあるべきかが検討が必要。	平成5年の地方分権推進に関する衆参両院決議以降、地方分権が取り組まれたが、現在も「真の分権型国家」の構築に至らず。 憲法改正も視野に、国と地方の双方の政府の抜本的な見直し、再構築が必要。	九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする。 中央集権システムを改革する。 市町村制度と道府県制度を改革する。 国と県の二重行政を解消する。 国と地方の危機的な財政状況を改善する。 九州が一体となり東アジアの拠点として繁栄する。	国から地方へ権限を移すこと、すなわち統治機構を根本から見直すことによる、我が国の政策立案・遂行能力の向上 地域経営の実践による選択と集中--道州は、その権限と財源を最大限に活用し、地域にとって真に必要なインフラの整備や地域の自立につながる産業の振興や地域に根ざした教育を推進 地域における行政サービスの質的向上--道州制の導入は、国・地方を通じた行政改革を達成するための有効な手段、広域化・効率化のメリットを活かし、行政サービスの質的向上に努めることが必要	日本が世界と伍して競争するために、国の役割を外交・安全保障等に重点化し、内政は道州に任せる体制をつくる。地域の活力を培養して日本全体の活力を高め、世界に通用する産業、文化、文明を各地域から直接発信する。 住民に一番身近な主体が権限と責任を持つ、補完性の原則に基づく(地方主権・地域主権を実現する。 行政の財政規律を持たせつつ、財政的な自治ができる圏域を確保する。国・地方を通じた行政の改革による二重行政の解消、都道府県の区域を越えた広域行政の実現により、行政経費を節減し、国民の負担を軽減する。	
2 広域自治体改革のあり方	広域連合や都道府県合併も次なる広域自治体改革のステップとなり得る。 広域自治体改革は、都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、国のかたちを見直し、国と地方の双方の政府を再構築し、新しい政府像の確立を目指すもの。 国のかたちを抜本的に変革する地方分権改革の推進につながる。	広域連合の場合、自らの財源が無く、複数の構成団体の意向に左右されるなど地方自治全般を担う存在ではないため、広域自治体の抜本的な再編とならない 都道府県合併の場合、自主的な合併だけでは国と都道府県の事務配分が当然に変更されるものではないため、真の分権型社会の実現を図るとい見地からは限界がある。 都道府県の事務のうち住民生活に密接に関わるものはできる限り市町村に移管すべき。 真の分権型社会を構築するためには、現行都道府県制度や広域連合、都道府県合併による対応では限界があり、国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度として「道州制」を導入する必要がある。	九州のポテンシャルを最大限に生かす--自動車、半導体等九州の産業集積を活かす。近隣アジア諸国との近接性を活かす。九州の持つ自然・文化資源を活かす 道州制の特性を最大限に活かす--選択と集中による社会資本整備や産業政策の効率化、公設試験研究機関の連携統合等一体化による高次機能の実現、ブランド化事業、企業誘致活動等九州がベクトルを一つにし、より効果的に施策を展開、自立的な施策の展開、国際交流の推進	個性ある地域づくりと分散型国土・経済構造の形成による国際競争力向上 官と民、国と地方の役割の再構築、地域コミュニティの活用 国・地方を通じた行政改革の実現--政治のあり方、国会、地方議会のあり方にも大きな変化 地域づくりにおける主体性の尊重--道州制の導入は、住民が自らの手で主体的に地域づくりに取り組むことを促す。企業は、本社や工場等の立地及び事業戦略を選択できるようになる。	道州は都道府県に代わる広域自治体とし、道州と基礎自治体が自己決定と自己責任のもとで政策展開と行政サービスを實現できるように国・道州・基礎自治体の役割分担を明確にすることが重要である。 道州制の下において、国は、本来国が果たすべき外交、防衛、司法などの国家の存立や国家戦略に係る役割に集中することとすべきであり、それ以外の事項に就いては、政策の企画立案機能も含め、原則として地方に移譲することとすべきである。 役割分担の見直しは、国の地方支分局のみならず中央省庁の体制の改組・再編成、さらには官民の人材交流を含む職員の移管を伴うものであり、省庁再編や公務員制度改革との連携も図りつつ検討を進める必要がある。	
3 道州制制度設計の検討の方向	(現行憲法を前提に制度設計) 大幅な権限移譲による地方分権の推進及び地方自治の充実強化 道州が圏域の諸課題に主体的かつ自立的に対応できるような機能、機構、税財政等の仕組みを備えた制度に国と地方を通じた組織、職員、行政経費の削減等による効率的な行政システムの構築	道州制の制度設計においては、必要に応じて憲法改正に関する議論も踏まえて検討。 区域論を先行させることなく、地域住民の意見集約を行う仕組みの構築などを検討。	国、道州、市町村の役割分担の明確化 分担する役割に応じて地方自治体の自主財源を確保するための仕組みづくり 道州制を支える市町村の行政能力を強化するための仕組みづくり	国から地方公共団体に権限が移譲されることで、地方公務員の行政能力が向上し、地域における政策の質が高まる。道州は中央省庁が行っている事務・事業を担い、基礎自治体は道州からの権限移譲で都道府県や政令市などが担っている事務を担う。 国の地方支分局は廃止し、その機能を道州が担うことで行政の一元化や公務員数、人件費の削減もあわせて達成することが可能。 国会議員や地方議会議員もスリム化、議会運営等は機動的に行われる。その結果、それぞれの選挙において、争点の積み分けがなされる。	国が政策及び制度の基本または基準を定める場合であっても、その実施主体は道州及び基礎自治体とする。 国の地方支分局は廃止し、その機能を道州または基礎自治体に移管する。 国庫補助事業は、財源を付して道州または基礎自治体に移行する。	
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	都道府県を廃止し、道州を設置。 道州は地方自治体。 地方公共団体は道州と市町村の二層制。	道州は、都道府県に代わる地方自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制。	道州と基礎自治体の二層制	道州と基礎自治体の二層制。	
	区域	9～13の区域、区域に関する法律を作成。 9区域案・・・九州と沖縄は別。 11区域案・・・九州と沖縄は別。 13区域案・・・北九州(大分、福岡、長崎、佐賀)、南九州、沖縄。 いずれの案とも九州と沖縄は別。 旧都道府県は一定の位置づけ(郡?)	道州の区域は、複数都道府県を併せた区域。 地理的的特性や歴史的事情等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能。	北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄(地域別の人口等を資料整理)	各道州の自立を前提として、地理的・歴史的・文化的条件を考慮しつつ、各地域のアイデンティティや地域のシンボル等も勘案して、国民的議論により決定する。	
	道州の事務等	国・国家としての存立に関わる事務で国自らがその実現を担う事務 ・全国統一の基本ルール ・国家規模でネットワーク形成 ・国家として取り組むべき科学技術 道州 ・現在都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲 ・主要な社会資本形成の計画および実施 ・広域的な見地から行うべき環境の保全および管理 ・人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策および雇用政策 など	国は外交、防衛、司法など国家としての基本的な役割に重点化。 広域自治体は市町村で完結しない広域的行政ニーズや市町村で担うと非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担うことが基本。 住民生活に密接に関わる行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村ができる限り総合的に担う。	市町村はさらに合併を進め、基礎自治体としての機能を強化し、そこに都道府県の権限と財源を移譲。福祉、介護、医療、教育等の住民サービスの大部分を担う。 道州は広域自治体として、市町村では対処できない広域的な役割を担う。 国は道州では対処できない外交、防衛、通貨管理などとして国家の存立に関わる役割を担う。	国と地方公共団体の二重行政は排除されるべきであり、国の役割は外交、防衛など国家としての存立に関わるものや、司法、通貨政策やマクロ的な経済政策、国家の競争力を左右する科学技術政策、資源、エネルギー政策など必要最小限に限定。 地方公共団体間でもより住民に近い行政サービスは基礎自治体、広域的な視点から整合性が図られるべき施策の企画、立案、展開は道州が担う。その際、国の地方支分局は道州と統合し、新しい地域づくりの担い手となるべきである。	基礎自治体は、都市計画等のまちづくり、地域コミュニティの振興、医療・保健・介護、社会福祉、教育、消防、一般廃棄物などの基本的な公共サービスを提供する役割を担う。 道州は、基礎自治体による安全・安心・教育等のネットワークを基盤として、地方が国際競争におけるプレーヤーとして参加できる活力を生み出す「圏域内の地域力を結集する場」として、広域的なインフラ整備、地域産業政策、雇用政策等の必要な公共サービスを提供する役割を担う。
	執行部・議会	道州に議会を置き、議員は直接公選。 首長は直接公選、多選禁止。		公選の議会と首長を持つ。	公選の道州知事、道州議会	首長は、直接公選に議院内閣制という選択肢も含め、検討。直接公選について公選の議会と首長を持つ。首長の多選制限。 議員は、直接公選、選出方法は、首長の選出方法の問題と並行した一体的な検討が必要である。
	地方税財政制度	適切な税源移譲と財政調整制度	自主的・自立的な行政運営が可能な税財政制度の構築が不可欠 例えば、共有税の導入、国と地方の徴税事務の一元化、財政調整制度として地方交付税を地方固有財源として位置づける。 道州間での水平的な財政調整の仕組みも検討。	国税から地方税への税源移譲や国税と地方税の税目、課税権のあり方も含めた税制の抜本的見直し。 国庫支出金を原則廃止し、一般財源化する。 地方交付税制度を見直し、新たな財政調整の仕組みをつくる。	道州、基礎自治体が担う事務・事業は自主財源により遂行されることが基本 道州税など地方公共団体により法人、個人に課される税のあり方については、住民・企業の総意に基づき、それぞれ課税のあり方を模索 全国的な財政調整については、地方税の偏在を是正するとともに国庫補助負担金や地方交付税交付金の制度を抜本的に改め、国の関与なしに道州制間で配分し決定する仕組みも導入されるべき	地域に密着した個人所得課税、資産課税、たばこ課税や公共事業の見直しを踏まえた道路特定財源を中心に、道州の役割拡大に応じて、適切な税源を国から地方に移譲し、自主財源を増強する。 国・地方間の調整としてシビルミニマム交付金(特定目的包括交付金)を創設。交付金の対象は、社会保障、義務教育、警察・消防都市、客観的指標で配分 道州間の財政力を調整するシステム創設。(法人関係税)第2段階へ移行し、必要な税源移譲、新税創設、交付金調整システム廃止
道州への移行等	道州への移行は原則として全国同時、一部地域が先行して道州への移行も可。	道州制への移行は全国一斉一斉移行に先立ち、一定の条件が整った地域において制度を先行試行することも可能。		2015年度を目途に道州制の導入を目指す場合、遅くとも2013年までに関連法案を制定し、2年程度の移行期間を終了して道州制を導入する必要がある。	今後3年以内に策定される政府の道州制ビジョン等を踏まえ、その後3年～5年を目途に、道州制推進の基本法の制定や実施計画等を策定し、その後2年程度の準備期間ののちに完全に道州制	
5 道州が担う政策例	【国からの権限移譲】 国道の管理 一般河川の管理 有害化学物質対策 地域産業政策 職業紹介 農地転用許可 等	総合交通ネットワークの形成 都道府県間道路の整備促進 港湾の機能強化 空港の機能強化 広域的な産業政策の推進 広域的な観光のPR 広域的な国際交流の推進 新品種の農産物の競争強化 流域の総合管理・国土保全 廃棄物の処理計画 武力攻撃事態における迅速な国民保護措置 地方公設試験研究機関の活性化 バックオフィス系情報システムにかかる開発・運用コストの抑制 等々 42項目	少子化、人口減少問題への総合的な取り組み 九州の戦略産業に対する研究開発の促進 空港、港湾の一体的管理による競争力の強化 地域バランスに配慮した社会資本整備の推進 特色ある教育の推進 効果的な地球温暖化抑制に取り組む九州の実現 等々 34項目	住民が安心して暮らせる地域づくり 防災対策、まちづくり計画の策定、都市基盤づくり 環境保全(廃棄物対策、大気汚染・水質汚染対策) 少子化対策、医療・介護などの福祉 地域の発展に向けての基盤づくり インフラ(交通網、道路網など)の整備、調整 観光振興、景観整備、農業・農村政策、文化・教育政策 地域における産業政策の策定 ・産業振興、企業誘致、雇用政策 ・高度人材育成と産学連携、産業クラスター構築 ・地域のイノベーションに資する産業技術の振興 ・各国との交流推進	【国のかたちを創造】 激動する国際社会の中で国際戦略、危機管理などに強い中央政府と、自治体再編による自立的政治・経済圏ともいえる品格と活力に満ちた一國並みの道州と基礎自治体から構成される、新しい「国のかたち」を創造	
6 主な特徴・備考等	【背景】 わが国では、人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するとともに、将来に向けた創造的発展を図るための改革が進められている。 国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が担うという地方分権の視点で、広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方を通じた効率的な政府を実現するための有効な方策となる可能性を有している。 【位置づけ】 内閣総理大臣からの諮問を受け、地方自治制度の構造改革のため、「道州制のあり方」について検討を行い、結論を得たので答申するもの。	【背景】 18年2月に第28次地方制度調査会の答申がなされ、各政党においても議論されているほか、経済団体等においても種々の提言や報告が行われてきたところである。 広域自治体改革の当事者である都道府県も真の分権型社会を実現するという観点から道州制を含む広域自治体のあり方について議論を重ねてきた。 【位置づけ】 政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の議論を進めるにあたっては、本報告書の趣旨を踏まえることを求めるもの。	【背景】 わが国は、人口減少社会を迎え、厳しい財政制約の下で東京一極集中と地方の格差が問題となっている。 限られた財源を地方のために有効に使うには、地方のことは地方が決める自己決定システムの構築、地方分権社会の実現が不可欠である。 【位置づけ】 道州制に関して行政と経済界が同じテーブルで議論する試みであり、九州が目指す姿及び課題について共通認識をとりまとめることが任務。最終報告では今後のステップに進むための踏み台である。	【背景】 政府は地方分権と行政のスリム化を通じて民間主導の地方再生を図るため、道州制の導入を政策課題の一つとしている。 全国知事会も本年1月に道州制に関する基本的考え方を発表 国民には、必ずしも道州制導入に向けた議論が喚起されておらず道州制導入が必要であるという共通認識が醸成されていない。 【位置づけ】 本提言が道州制に関する議論の深まりの一助となり、真の地方知事の確立に向けた国民世論の形成につながることを期待するもの。	【背景】 わが国は、中央集権体制を確立し、近代化と戦後の経済成長を成し遂げたが、社会の成熟は、世界に類のない人口減少、少子高齢化を引き起こし、地方分権体制への転換が急務となった。 道州制は一政策と言うよりも、未来を切り開くための国家戦略であり、究極の構造改革である。 【位置づけ】 道州制のメリット・デメリットを国民にわかりやすく提示し、地方分権改革等と連携し、道州制導入を推進する。国民的議論の促進のため、広報等で世論の喚起を図る。	

資料9 (別紙1)

機関		地方制度調査会
報告書等		「道州制のあり方に関する答申」
公表時期		平成18年2月
1 道州制導入の意義、目的	<p>市町村合併の進展による都道府県の位置づけや役割に大きな影響が出る。広域自治体の存在理由や位置づけ、役割を改めて明確にすることが必要。</p> <p>都道府県の区域を越える広域行政課題の増大に対応する主体のあり方の検討が必要。</p> <p>国からの権限移譲できるような地方分権改革の担い手となる規模・能力や体制はどうあるべきか検討が必要。</p>	
2 広域自治体改革のあり方	<p>広域連合や都道府県合併も次なる広域自治体改革のステップとなり得る。</p> <p>広域自治体改革は、都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、国のかたちの見直し、国と地方の双方の政府を再構築し、新しい政府像の確立を目指すもの。</p>	
3 道州制制度設計の検討の方向	<p>(現行憲法を前提に制度設計)</p> <p>大幅な権限移譲による地方分権の推進及び地方自治の充実強化</p> <p>道州が圏域の諸課題に主体的かつ自立的に対応できるような機能、機構、税財政等の仕組みを備えた制度に</p> <p>国と地方を通じた組織、職員、行政経費の削減等による効率的な行政システムの構築</p>	
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	<p>都道府県を廃止し、道州を設置。</p> <p>道州は地方自治体。</p> <p>地方公共団体は道州と市町村の二層制。</p>
	区域	<p>9～13の区域、区域に関する法律を作成。</p> <p>9区域案・・・九州と沖縄は別。</p> <p>11区域案・・・九州と沖縄は別。</p> <p>13区域案・・・北九州(大分、福岡、長崎、佐賀)、南九州、沖縄。</p> <p>いずれの案とも九州と沖縄は別。</p> <p>旧都道府県は一定の位置づけ(郡?)</p>
	道州の事務等	<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家としての存立に関わる事務で国自らがその実現を担う事務 ・全国统一の基本ルール ・国家規模でネットワーク形成 ・国家として取り組むべき科学技術 <p>道州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲 ・主要な社会資本形成の計画および実施 ・広域的な見地から行うべき環境の保全および管理 ・人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策および雇用政策など
	執行部・議会	<p>道州に議会を置き、議員は直接公選。</p> <p>長は直接公選。多選禁止。</p>
	地方税財政制度	適切な税源移譲と財政調整制度
	道州への移行等	道州への移行は原則として全国同時。一部地域が先行して道州への移行も可。
	5 道州が担う政策例	<p>【国からの権限移譲】</p> <p>国道の管理</p> <p>一級河川の管理</p> <p>有害化学物質対策</p> <p>地域産業政策</p> <p>職業紹介</p> <p>農地転用許可 等</p>
6 主な特徴・備考等	<p>(背景)</p> <p>わが国では、人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するとともに、将来に向けた創造的発展を図るための改革が進められている。</p> <p>国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が担うという地方分権の視点で、広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方を通じた効率的な政府を実現するための有効な方策となる可能性を有している。</p> <p>(位置づけ)</p> <p>内閣総理大臣からの諮問を受け、地方自治制度の構造改革のため、「道州制のあり方」について検討を行い、結論を得たので答申するもの。</p>	

資料9 (別紙2)

機関		全国知事会 道州制特別委員会
報告書等		「分権型社会における広域自治体のあり方」
公表時期		平成18年6月
1 道州制導入の意義、目的		平成5年の地方分権推進に関する衆参両院決議以降、地方分権が取り組まれたが、現在も「真の分権型国家」の構築に至らず。 憲法改正も視野に、国と地方の双方の政府の抜本的な見直し、再構築が必要。
2 広域自治体改革のあり方		広域連合の場合、自らの税財源がなく、複数の構成団体の意向に左右されるなど地方自治全般を担う存在ではないため、広域自治体の抜本的な再編とならない 都道府県合併の場合、自主的な合併だけでは国と都道府県の事務配分が当然に変更されるものではないため、真の分権型社会の実現を図るという見地からは限界がある。 都道府県の事務のうち住民生活に密接に関わるものはできる限り市町村に移管すべき。 真の分権型社会を構築するためには、現行都道府県制度や広域連合、都道府県合併による対応では限界があり、国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度として「道州制」を導入する必要がある。
3 道州制制度設計の検討の方向		道州制の制度設計においては、必要に応じて憲法改正に関する議論も踏まえて検討。 区域論を先行させることなく、地域住民の意見集約を行う仕組の構築などを検討。
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	道州は、都道府県に代わる地方自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制。
	区域	道州の区域は、複数都道府県を併せた区域。 地理的特性や歴史的事情等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能。
	道州の事務等	国は外交、防衛、司法など国家としての基本的な役割に重点化。 広域自治体は市町村で完結しない広域的行政ニーズや市町村で担うと非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担うことが基本。 住民生活に密接に関わる行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村ができる限り総合的に担う。
	執行部・議会	
	地方税財政制度	自主的・自立的な行政運営が可能な税財政制度の構築が不可欠 例えば、共有税の導入、国と地方の徴税事務の一元化 財政調整制度として地方交付税を地方固有財源として位置づける。 道州間での水平的な財政調整の仕組みも検討。
	道州への移行等	道州制への移行は全国一斉 一斉移行に先立ち、一定の条件が整った地域において制度を試行することも可能。
5 道州が担う政策例		総合交通ネットワークの形成 都道府県間道路の整備促進 港湾の機能強化 空港の機能強化 広域的な産業政策の推進 広域的な観光のPR 広域的な国際交流の推進 新品種の農産物の競争強化 流域の総合管理・国土保全 廃棄物の処理計画 武力攻撃事態における迅速な国民保護措置 地方公設試験研究機関の活性化 バックオフィス系情報システムにかかる開発・運用コストの抑制 等々 42項目
6 主な特徴・備考等		(背景) 18年2月に第28次地方制度調査会の答申がなされ、各政党においても議論されているほか、経済団体等においても種々の提言や報告が行われてきたところである。 広域自治体改革の当事者である都道府県も真の分権型社会を実現するという観点から道州制を含む広域自治体のあり方について議論を重ねてきた。 (位置づけ) 政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の議論を進めるにあたっては、本報告書の趣旨を踏まえることを求めるもの。

資料9 (別紙3)

機関		九州地域戦略会議 道州制検討委員会
報告書等		「道州制に関する答申」
公表時期		平成18年10月
1 道州制導入の意義、目的		九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする。 中央集権システムを改革する。 市町村制度と道府県制度を改革する。 国と県の二重行政を解消する。 国と地方の危機的な財政状況を改善する。 九州が一体となり東アジアの拠点として繁栄する。
2 広域自治体改革のあり方		九州のポテンシャルを最大限に生かす--自動車、半導体等九州の産業集積を活かす、近隣アジア諸国との近接性を活かす、九州の持つ自然・文化資源を活かす 道州制の特性を最大限に活かす--選択と集中による社会資本整備や産業政策の効率化、公設試験研究機関の連携統合等一体化による高次機能の実現、ブランド化事業、企業誘致活動等九州がベクトルを一つにし、より効果的に施策を展開、自立的な施策の展開、国際交流の推進
3 道州制制度設計の検討の方向		国、道州、市町村の役割分担の明確化 分担する役割に応じて地方自治体の自主財源を確保するための仕組みづくり 道州制を支える市町村の行政能力を強化するための仕組みづくり
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	九州を広域的に再編して一つの道州とし、道州と市町村の二層制。
	区域	道州の区域は、九州7県をひとつの道州とし、沖縄県を「単独州」とすることが現実的。
	道州の事務等	市町村はさらに合併を進め、基礎自治体としての機能を強化し、そこに都道府県の権限と財源を移譲。福祉、介護、医療、教育等の住民サービスの大部分を担う。 道州は広域自治体として、市町村では対処できない広域的な役割を担う。 国は道州では対処できない外交、防衛、通貨管理など主として国家の存立に関わる役割を担う。
	執行部・議会	公選の議会と首長を持つ。
	地方税財政制度	国税から地方税への税源移譲や国税と地方税の税目、課税権のあり方も含めた税制の抜本的見直し。 国庫支出金を原則廃止し、一般財源化する。 地方交付税制度を見直し、新たな財政調整の仕組みをつくる。
	道州への移行等	
5 道州が担う政策例		少子化・人口減少問題への総合的な取り組み 九州の戦略産業に対する研究開発の促進 空港、港湾の一体的管理による競争力の強化 地域バランスに配慮した社会資本整備の推進 特色ある教育の推進 効果的な地球温暖化抑制に取り組む九州の実現 等々 34項目
6 主な特徴・備考等		(背景) わが国は、人口減少社会を迎え、厳しい財政制約の下で東京一極集中と地方の格差が問題となっている。 限られた財源を地方のために有効に使うには、地方のことは地方が決める自己決定システムの構築、地方分権社会の実現が不可欠である。 (位置づけ) 道州制に関して行政と経済界が同じテーブルで議論する試みであり、九州が目指す姿及び課題について共通認識をとりまとめることが任務。最終報告ではなく次のステップに進むための踏み台である。

資料9 (別紙4)

機関	(社)日本経済団体連合会 道州制に関する検討会	
報告書等	道州制の導入に向けた第1次提言	
公表時期	平成19年3月	
1 道州制導入の意義、目的	<p>国から地方へ権限を移すこと、すなわち統治機構を根本から見直すことによる、我が国の政策立案・遂行能力の向上</p> <p>地域経営の実践による選択と集中--道州は、その権限と税財源を最大限に活用し、地域にとって真に必要なインフラの整備や地域の自立につながる産業の振興や地域に根ざした教育を推進</p> <p>地域における行政サービスの質的向上--道州制の導入は、国・地方を通じた行財政改革を達成するための有効な手段、広域化・効率化のメリットを活かし、行政サービスの質的向上に努めることが必要</p>	
2 広域自治体改革のあり方	<p>個性ある地域づくりと分散型国土・経済構造の形成による国際競争力向上</p> <p>官と民、国と地方の役割の再構築、地域コミュニティの活用</p> <p>国・地方を通じた行財政改革の実現--政治のあり方、国会、地方議会のあり方にも大きな変化</p> <p>地域づくりにおける主体性の尊重--道州制の導入は、住民が自らの手で主体的に地域づくりに取り組むことを促す。企業は、本社や工場等の立地及び事業戦略を選択できるようになる。</p>	
3 道州制制度設計の検討の方向	<p>国から地方公共団体に権限が移譲されることで、地方公務員の行政能力が向上し、地域における政策の質が高まる。道州は中央省庁が行っている事務・事業を担い、基礎自治体は道州からの権限移譲で都道府県や政令市などが担っている事務を担う。</p> <p>国の地方支分部局は廃止し、その機能を道州が担うことで行政の一元化や公務員数、人件費の削減もあわせて達成することが可能。</p> <p>国会議員や地方議会議員もスリム化、議会運営等は機動的に行われる。その結果、それぞれの選挙において、争点の棲み分けがなされる。</p>	
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	道州と基礎自治体の二層制
	区域	北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄(地域別の人口等を資料整理)
	道州の事務等	<p>国と地方公共団体の二重行政は排除されるべきであり、国の役割は外交、防衛など国家としての存立に関わるものや、司法、通貨政策やマクロ的な経済政策、国家の競争力を左右する科学技術政策、資源、エネルギー政策など必要最小限に限定</p> <p>地方公共団体間でもより住民に近い行政サービスは基礎自治体、広域的な視点から整合性が図られるべき施策の企画、立案、展開は道州が担う。その際、国の地方支分部局は道州と統合し、新しい地域づくりの担い手となるべきである。</p>
	執行部・議会	公選の道州知事、道州議会
	地方税財政制度	<p>道州、基礎自治体が担う事務・事業は自主財源により遂行されることが基本</p> <p>道州税など地方公共団体により法人、個人に課される税のあり方については、住民・企業の総意に基づき、それぞれ課税のあり方を模索</p> <p>全国的な財政調整については、地方税の偏在を是正するとともに国庫補助負担金や地方交付税交付金の制度を抜本的に改め、国の関与なしに道州制間で配分し決定する仕組みも導入されるべき</p>
道州への移行等	2015年度を目途に道州制の導入を目指す場合、遅くとも2013年までに関連法案を制定し、2年程度の移行期間を経たうえで道州制を導入する必要がある。	
5 道州が担う政策例	<p>住民が安心して暮らせる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、まちづくり計画の策定、都市基盤づくり ・環境保全(廃棄物対策、大気汚染・水質汚染対策) ・少子化対策、医療・介護などの福祉 <p>地域の発展に向けての基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ(交通網、道路網など)の整備、調整 ・観光振興、景観整備、農業・農村政策、文化・教育政策 <p>地域における産業政策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興、企業誘致、雇用政策 ・高度人材育成と産学連携、産業クラスター構築 ・地域のイノベーションに資する産業技術の振興 ・各国との交流推進 	
6 主な特徴・備考等	<p>(背景)</p> <p>政府は地方分権と行政のスリム化を通じて民間主導の地方再生を図るため、道州制の導入を政策課題の一つとしている。</p> <p>全国知事会も本年1月に道州制に関する基本的考え方を発表</p> <p>国民には、必ずしも道州制導入に向けた議論が喚起されておらず道州制導入が必要であるという共通認識が醸成されていない。</p> <p>(位置づけ)</p> <p>本提言が道州制に関する議論の深まりの一助となり、真の地方知事の確立に向けた国民世論の形成につながることを期待するもの。</p>	

資料9 (別紙5)

機関	自由民主党 道州制調査会	
報告書等	道州制に関する第2次中間報告	
公表時期	平成19年6月	
1 道州制導入の意義、目的	<p>日本が世界と伍して競争するために、国の役割を外交・安全保障等に重点化し、内政は道州に任せる体制をつくる。地域の活力を培養して日本全体の活力を高め、世界に通用する産業、文化、文明を各地域から直接発信する。</p> <p>住民に一番身近な主体が権限と責任を持つ、補完性の原則に基づく地方主権・地域主権を実現する。</p> <p>行政の財政規律を持たせつつ、財政的な自治ができる圏域を確保する。国・地方を通じた行政の改革による二重行政の解消、都道府県の区域を越えた広域行政の実現により、行政経費を節減し、国民の負担を軽減する。</p>	
2 広域自治体改革のあり方	<p>道州は都道府県に代わる広域自治体とし、道州と基礎自治体が自己決定と自己責任のもとで政策展開と行政サービスを実現できるよう国・道州・基礎自治体の役割分担を明確にすることが重要である。</p> <p>道州制の下において、国は、本来国が果たすべき外交、防衛、司法などの国家の存立や国家戦略に係る役割に集中することとすべきであり、それ以外の事項に就いては、政策の企画立案機能も含め、原則として地方に移譲することとすべきである。</p> <p>役割分担の見直しは、国の地方支分局のみならず中央省庁の体制の改組・再編成、さらには官民の人材交流を含む職員の移管を伴うものであり、省庁再編や公務員制度改革との連携も図りつつ検討を進める必要がある。</p>	
3 道州制制度設計の検討の方向	<p>国が政策及び制度の基本または基準を定める場合であっても、その実施主体は道州及び基礎自治体とする。</p> <p>国の地方支分局は廃止し、その機能を道州または基礎自治体に移管する。</p>	
4 道州制の基本的な制度設計	道州の位置づけ	道州と基礎自治体の二層制。
	区域	各道州の自立を前提として、地理的・歴史的・文化的条件を考慮しつつ、各地域のアイデンティティや地域のシンボル等も勘案して、国民的議論により決定する。
	道州の事務等	<p>基礎自治体は、都市計画等のまちづくり、地域コミュニティの振興、医療・保健・介護、社会福祉、教育、消防、一般廃棄物などの基本的な公共サービスを提供する役割を担う。</p> <p>道州は、基礎自治体による安全・安心・教育等のネットワークを基盤として、地方が国際競争におけるプレーヤーとして参加できる活力生み出す「圏域内の地域力を結集する場」として、広域的なインフラ整備、地域産業政策、雇用政策等の必要な公共サービスを提供する役割を担う。</p>
	執行部・議会	<p>首長は、直接公選に議院内閣制という選択肢も含め、検討。直接公選について公選の議会と首長を持つ。首長の多選制限。</p> <p>議員は、直接公選、選出方法は、首長の選出方法の問題と並行した一体的な検討が必要である。</p>
	地方税財政制度	<p>地域に密着した個人所得課税、資産課税、たばこ課税や公共事業の見直しを踏まえた道路特定財源を中心に、道州の役割拡大に応じて、適切な税源を国から地方に移譲し、自主財源を増強する。</p> <p>国・地方間の調整としてシビルミニマム交付金(特定目的包括交付金)を創設。交付金の対象は、社会保障、義務教育、警察・消防都市、客観的指標で配分</p> <p>道州間の財政力を調整するシステム創設。(法人関係税)</p> <p>第2段階へ移行し、必要な税源移譲、新税創設、交付金、調整システム廃止</p>
道州への移行等	今後3年以内に策定される政府の道州制ビジョン等を踏まえ、その後3年～5年を目途に、道州制推進の基本法の制定や実施計画等を策定し、その後2年程度の準備期間ののち完全に道州制	
5 道州が担う政策例	<p>【国のかたちを創造】</p> <p>激動する国際社会の中で国際戦略、危機管理などに強い中央政府と、自治体再編による自立的政治・経済圏ともいべき品格と活力に満ちた一国並みの道州と基礎自治体から構成される、新しい「国のかたち」を創造</p>	
6 主な特徴・備考等	<p>(背景)</p> <p>わが国は、中央集権体制を確立し、近代化と戦後の経済成長を成し遂げてきたが、社会の成熟は、世界に類のない人口減少、少子高齢化を引き起こし、地方分権体制への転換が急務となった。</p> <p>道州制は一政策と言うよりも、未来を切り開くための国家戦略であり、究極の構造改革である。</p> <p>(位置づけ)</p> <p>道州制のメリット・デメリットを国民にわかりやすく提示し、地方分権改革等と連携し、道州制導入を推進する。国民的議論の促進のため、広報等で世論の喚起を図る。</p>	